

岩手県監査委員告示第35号

財政的援助団体等監査結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第15号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年8月6日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象団体名 第一商事株式会社・学校法人龍澤学館・株式会社アイ・ビー・シー・開発センター・株式会社総合企画新和グループ
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和5年12月19日
 - (2) 本監査実施日 令和6年2月8日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年3月1日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
令和4年度岩手県公会堂管理年次報告書において、利用料金収入に、自主事業で利用した施設等の利用料金の一部4,917,800円を計上していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	令和5年度における年次報告書において、自主事業で利用した設備の利用料相当額を収支共に計上。なお、その他の事業に関しては、計上漏れが無いことを確認した。 併せて、今後は全ての事業において、利用料相当額が計上されていることを月次報告書・年次報告書等を用いて、県の公会堂管理担当者と指定管理グループ会計担当者との間でダブルチェックを行い、再発の防止に努めることとした。